

### 13. 環境影響評価

#### 13-1. 対象項目

##### (1) 千葉県環境影響評価条例に基づく調査

千葉県環境影響評価条例では処理能力 100t/日以上焼却施設に対し、環境影響評価の実施を定めており、次期中間処理施設（新クリーンセンター）は、条例が適用される。

環境影響評価の調査項目は、千葉県環境影響評価条例の技術指針に基づき、次期中間処理施設（新クリーンセンター）の事業特性、建設予定地の地域特性を考慮し、詳細な項目の選定を行う。表 13-1-1 には、廃棄物焼却等施設の新設又は増設時に一般的に選定される項目を示す。なお、各項目の調査時期、回数については、技術細目を参考に検討を行う。表 13-1-2 には、各項目の一般的な調査時期、回数を示す。

表 13-1-1 廃棄物焼却施設建設時に一般的に選定される項目

	一般的な廃棄物焼却等施設の新設又は増設事業実施時に、環境影響を及ぼすおそれがある要素																	
	工事の実施時									供用時								
	樹木の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は海底の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設置工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス（自動車等）	排水	騒音若しくは超低周波音又は振動の発生	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
大気質		○			●	○	○	○	○		○	○						○
水質		○					○	○		○			○					
水底の底質													○					
水文環境		○						○	○	○			○					
騒音及び超低周波音		○			●	○	○	○	○					○				○
振動		○			●	○	○	○	○					○				○
悪臭																○		
地形及び地質等		○						○	○									
地盤		○						○										
土壌		○						○										
風害、光害及び日照障害									○									
植物	△	○						○	○	○	○							
動物	△	○						○	○	○	○							
陸水生物		○						○	○	○	○		○					
生態系	△	○						○	○	○	○		○					
＝海洋生物＝								●	●	●	●		●					
景観	△	△								○								○
人と自然との触れ合いの活動の場	△							○		○								
廃棄物	△				●		○	○	○								○	○
残土	△	○			●		○	○										○
温室効果ガス等	△										○	○						

凡例 ○：廃棄物焼却施設建設時に一般的に選定される項目

●：○項目であるが、次期中間処理施設整備時には選定されない可能性がある項目

△：○項目としてはあげられていないが、次期中間処理施設整備時には選定される可能性がある項目

出典：千葉県環境影響評価条例技術細目 別表第一及び別表第二をもとに作成

表 13-1-2 項目ごとの一般的な調査時期、回数

項目		現地調査の時期、回数
大気質		四季別に1週間以上連続で行う。
水質	河川	1月あたり1回以上の頻度で定期的に行う。2時間間隔で13回以上の通日調査を1年あたり1回以上行う。濁水等に係る調査は降雨時に行う。
水底の底質		年2回以上行う。水質調査と実施時期を合わせる。
水文環境		—
騒音及び超低周波音	環境騒音	連続する7日間行う。
	工場・作業場音	稼働中の3回(朝、昼間、夕及び夜間)行う。
	建設作業音	代表的発生状況を把握できる期間行う。
	超低周波音	超低周波音を把握できる期間・時間帯に行う。
振動	工場・作業場振動	稼働中の2回(昼間、夕及び夜間)行う。
	建設作業振動	代表的発生状況を把握できる期間行う。
悪臭		夏冬2期。早朝、夕刻等の時間帯に行う。
地形及び地質等		湧水については、季節変動を考慮し多雨期、寡雨期等適切な時期に行う。
地盤		経年的に変化する現象は、過去の推移を検討できる期間、頻度とする。 季節変動する現象は、灌漑期、非灌漑期を考慮する。
土壌		経年的に変化する現象は、過去の推移を検討できる期間、頻度とする。
風害、光害及び日照阻害	風害	四季別に1週間以上連続して行う。
	光害	四季別に晴天の満月及び新月の夜間に行う。
	日照阻害	原則冬至日。必要に応じて春・秋分、夏至も行う。
植物		少なくとも3季4回(早春、春、夏、秋)行う。
動物	哺乳類	少なくとも四季4回行う。
	鳥類	鳥の生活・生態に応じて、春夏秋冬並びに繁殖期の各期1回以上調査を行う。
	爬虫類	春から秋にかけて少なくとも3季4回行う。
	両生類	早春から秋にかけて少なくとも3季4回行う。
	昆虫類	成虫の活動期を考慮し、春、初夏、夏、秋の各期1回少なくとも4回実施し、必要に応じて冬季も行う。
	その他の無脊椎動物	対象種の生態を考慮し適切な次期に行う。
陸水生物	魚類	少なくとも四季4回調査を行い、春～秋の高水温期に2回以上行う。
	底生動物	少なくとも四季4回調査を行う。昆虫の幼虫の調査は、終令幼虫が得にくい夏の終わりから秋の時期は避ける。
	付着藻類、動植物プランクトン	少なくとも四季4回調査を行う。
生態系		1年間。必要に応じて調査期間を追加する。
景観		着葉期、落葉期の2回行う。
人と自然との触れ合いの活動の場		効果的な時期を設定する。季節的な変化が大きい点を考慮する。
廃棄物		—
残土		—
温室効果ガス等		—

出典：千葉県環境影響評価条例技術細目をもとに作成

## (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく調査

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第八条第3項において、生活環境影響調査の実施が義務付けられている。生活環境影響調査の調査項目は「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）」に示されている「第2章 焼却施設の生活環境影響調査手法」に従い、必要な調査項目を選定する。焼却施設に標準的な生活環境要因と調査項目は表13-1-3に示すとおりである。

なお、(1) 千葉県環境影響評価条例に基づく調査の結果で、生活環境影響調査に相当する内容を生活環境影響調査書として扱うことができる。

表 13-1-3 焼却施設に標準的な生活環境要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因		煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	○				
		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
		塩化水素 (HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目 (注)	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
	振動	振動レベル			○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	○			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)		○			
		浮遊物質 (SS)		○			
		ダイオキシン類		○			
		その他必要な項目 (注)		○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。

たとえば、大気質については、煙突排ガスによる重金属類などがあげられ、また、水質については全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合)などがあげられる。

### 13-2. 猛禽類

オオタカ等の猛禽類は、生態ピラミッドの上位種であり、エサの量など一定の条件が満たされる広い生息地を必要としている。千葉県環境影響評価条例の技術細目では、動植物の調査手法等について詳細な指針が示されており、特に猛禽類のような上位種については、行動圏と建設予定地との関係を明らかにする必要がある。

さらに、繁殖の可能性がある場合は、調査範囲を拡大し、飛行ルート・行動の観察や本営木の調査等行動圏の把握や調査地域の利用状況、環境的にかかわりについて、より詳細な調査を行うこととされている。

また、オオタカの生息が確認された場合及び、オオタカ以外のワシ・タカ類の繁殖の可能性がある場合は、「猛禽類保護の進め方 (改訂版) —特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて— 平成 24 年 12 月 環境省自然環境局野生生物課」に基づき調査を実施することとされている。

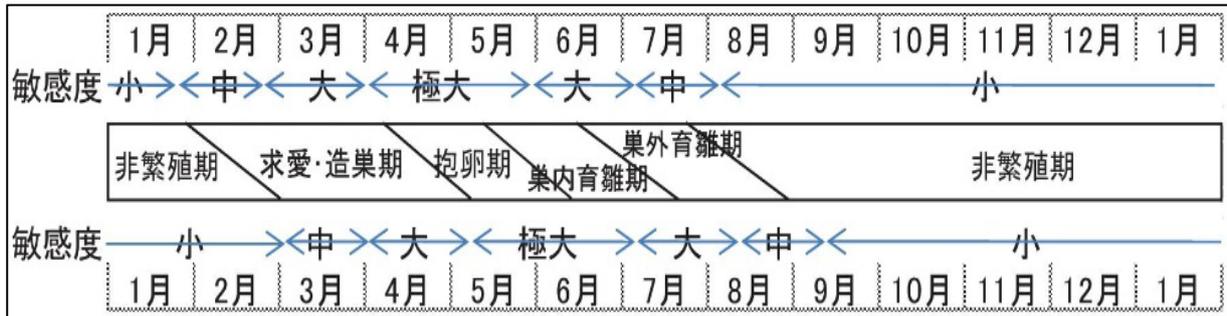
なお、猛禽類の生態調査では、求愛期、営巣期の調査を行うために 18 ヶ月 (2 営巣期を含む 1.5 年以上) の期間が必要であり、さらに調査期間を延長した事例もあることから、次期中間処理施設 (新クリーンセンター) 整備に係る環境影響調査においても、猛禽類については十分留意する必要がある。

猛禽類の保全については、「猛禽類保護の進め方 (改訂版) —特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて— 平成 24 年 12 月 環境省自然環境局野生生物課」を参考に、猛禽類の生活に影響を与えないよう保全に努める。特に、営巣期の猛禽類は外部の刺激に影響を受けや

すいことから、建設予定地近辺で営巣が確認された場合は、騒音を抑える、営巣地付近での工事時期を配慮する等の保全策が必要となる可能性がある。

イ. 調査期間

オオタカの行動を明らかにし、保全措置を検討するには、営巣場所の発見及び少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期の調査が望ましい。つまり、2営巣期を含む1.5年以上の調査期間とする。なお、この期間に繁殖しなかった場合、あるいは繁殖を途中で放棄した場合には、過去の営巣場所の情報等を利用し、専門家の意見を聞いてその後の対応を検討すべきである。



出典：猛禽類保護の進め方（改訂版）—特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて—  
平成24年12月 環境省自然環境局野生生物課

図 13-2-1 オオタカの生活サイクル

13 - 3. 諸条件が変更となった場合の手続き

千葉県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価に係る手続きを実施し、方法書の告示以降に条例施行規則別表4に規定された軽微な修正を超える修正が必要となった場合は、修正後の内容で方法書の作成に戻り手続きを行うこととなる。

したがって、県と綿密に協議を行い、指導を受けつつ手続きを進めるよう努める。

なお、軽微な修正は、一日あたりの処理能力増加が10%未満であること、修正前の事業実施区域から300m以上離れた区域を新たに事業範囲としないことと条例施行規則別表4に規定されている。

図 13-3-1 に、軽微な修正を超える修正が必要となった場合の、手続きフローのイメージ図を示す。

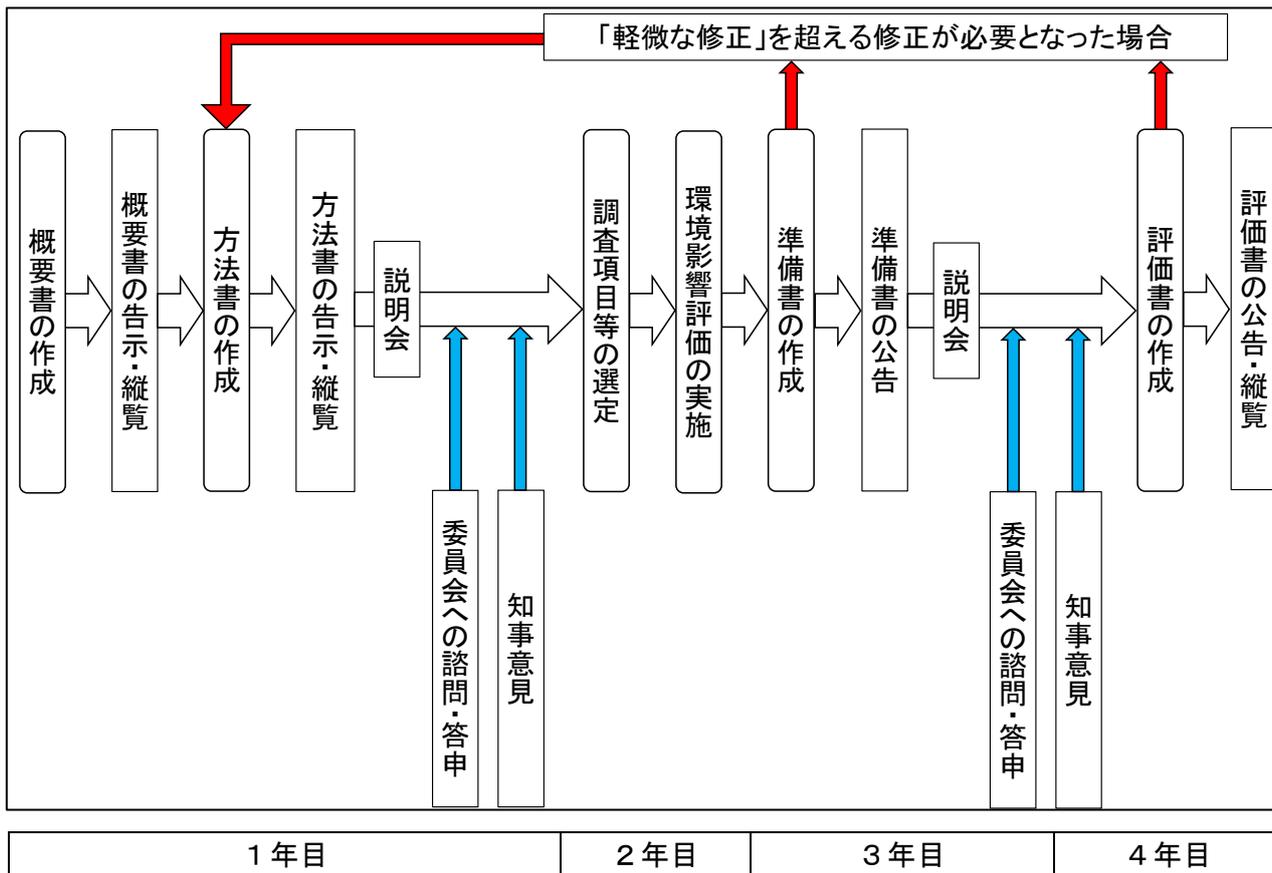


図 13-3-1 環境影響評価のイメージ図